

E子 あら、結構幅があるんですね。

部長 5千円刻みで、会社が選択できるとし、掛金の増額や減額も可能だ。

E子 会社の現状に合わせて選択できるので、支払いやすいですね。

部長 で、取引先が倒産して売掛金等が回収困難になった場合には、8千万円を上限として、払い込んだ掛金の10倍まで借入ができるという仕組みだ。

E子 何だか良さそうですね。でも、普通に銀行から借入をするのと、どこが違うのですか？

部長 銀行から借入をする場合、保証人や担保を求められることが多いし、申し込んでから実行まで1ヵ月程度かかるのが普通だ。

E子 相手が倒産したら、そんな悠長なことは言ってもらえませんか。

部長 セーフティ共済の場合は、無担保・無保証人で取引先が倒産後、すぐに借入ができる。

E子 それはすごいですね！ ちなみに

に、共済の掛金は税務上どのような取扱いになるのですか？

部長 もちろん会計上も税務上も全額経費とできる。

E子 それならば、その分税金もお安くなったりするよ。

部長 そういうことだ。ただし、法人税の申告時に「別表10(6)」というものに必要事項を記載して申告する必要がある。

E子 税理士さんにも忘れないように「セーフティ共済に入りました」と言っておかないといけませんね。

部長 そうだね。また、共済を解約した際には、掛金を1年以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40ヵ月以上納めていれば掛金全額が戻る。

E子 あら、いわゆる掛け捨てではないのですね！

部長 そうだね。ただ、正確には1年未満は掛け捨てだし、解約手当金をもらったら、それは収益として法人税の

課税対象となるぞ。

E子 では、節税として考えるとセーフティ共済は「課税の先送り」ということですね。

部長 掛金を支払っているときは税負担が下がり、解約すれば同じだけ課税対象となる。おっしゃる通りだ。

E子 では、節税として考えるよりも転ばぬ先の杖と考えた方がよいですね。

部長 うん。それに、いいことづくめというわけでもない。倒産時に借入れるときは無利子だが、借入金の1割相当額が払込掛金総額から控除されるし、夜逃げなどの場合には共済金の借入ができないなど要件もある。

E子 あくまで中小企業の連鎖倒産を防ぐ、というのがこの共済の目的だということを理解しておかないといけない、ということですね。

部長 それさえ分かっていたら、中小企業にとつて、とてもいい仕組みとと言えるだろうね。